

富山市障害者雇用奨励金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日

商工労働部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、富山市障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。
- (2) 発達障害者 発達障害者支援法第 2 条に規定する発達障害者をいう。
- (3) 難治性疾患患者 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 110 条第 12 項第 1 号イに規定する難治性疾患を有する者をいう。
- (4) 国の給付金 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 5 条第 1 項に規定する職場適応訓練費若しくは第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金又は雇用保険法施行規則第 110 条第 2 項に規定する特定就職困難者コース助成金若しくは第 12 項に規定する発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金をいう。
- (5) 短時間労働者 一週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である常用労働者をいう。

(奨励金の交付)

第 3 条 市長は、障害者、発達障害者、難治性疾患患者（以下「障害者等」という。）の雇用の促進とその職業の安定を図るため、障害者等を常用労働者として雇用する事業主に対し、奨励金を交付する。

(交付対象者)

第 4 条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て備える事業主とする。

- (1) 市内にある事業所において障害者等を雇用していること。
- (2) 市内に住所を有する障害者等を当該障害者等に係る国の給付金の支給満了日の属する月の翌月の初日から起算して 6 月以上雇用していること。
- (3) 資本の額若しくは出資の総額が 3 億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円）を超えない事業主、又は、常時雇用する労働者の数が 300

人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主であること。

(4) 市税（法人市民税等）の滞納がないこと。ただし、減免されている場合はこの限りでない。

（奨励金の額及び交付期間等）

第5条 奨励金の額は、短時間労働者以外の障害者等1人につき月17,000円、短時間労働者の障害者等1人につき月12,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間労働者以外の障害者等の当月の週平均実労働時間が20時間以上30時間未満の場合は、短時間労働者の障害者等の額を適用し、障害者等の当月の平均実労働時間が20時間未満の場合又は当月の勤務日数が10日未満の場合は、奨励金を交付しない。なお、週平均実労働時間は、1日あたりの実労働時間が長い日から順に10日間分についての平均を求めたものに5を乗じたものとする。

3 奨励金の交付期間は、当該障害者等に係る国の給付金の支給満了日の属する月の翌月の初日から起算して2年とする。また、奨励金は、この交付期間を6月ごとの期に区分し、それぞれの期に6月分を交付するものとする。

4 前項の各期中途において障害者等を雇用しなくなった場合、又は障害者等に該当しなくなった場合における奨励金の額は、前項の規定にかかわらず雇用又は該当しなくなった日の属する月の前月までとする。

（交付の申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、前条第2項の各期の期間満了後6月以内に、富山市障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 障害者等が常用雇用者として6月以上就労していることを証する書類

(2) 国の給付金の支給対象であることを証明できる書類

(3) 市税の納税証明書または減免通知書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等の通知）

第7条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条第1項及び第13条の規定による通知は、富山市障害者雇用奨励金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（細則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、交付期間の開始が平成 29 年 4 月 1 日以後である障害者等に係る奨励金について、適用される。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

富山市障害者雇用奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

〔担当者名 〕

TEL

富山市障害者雇用奨励金の交付を受けたいので、富山市補助金等交付規則第4条第1項及び第19条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 申請内訳書 別紙のとおり

別 紙

申 請 内 訳 書

		回目
商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
資本の額又は出資の総額		
常時雇用する労働者の数	人	
常時雇用する障害者の数 (うち重度障害者)	人 (人)	
主たる事業		

障害者	フリガナ 氏 名		
	住 所	富山市	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
勤務先の所在地		富山市	
障害の種類			
一週間の所定労働時間 (いずれかに○印)		20時間以上30時間未満 (短時間労働者)	30時間以上 (短時間労働者以外)
交付対象雇用期間		年 月 ~	年 月
今回交付対象期間		年 月 ~	年 月
障害者確認印		上記の記載事項について相違ありません。 (本人印)	

備考 必ず本人の確認印を押印してください。

様式第2号（第7条関係）

富山市障害者雇用奨励金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市障害者雇用奨励金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |